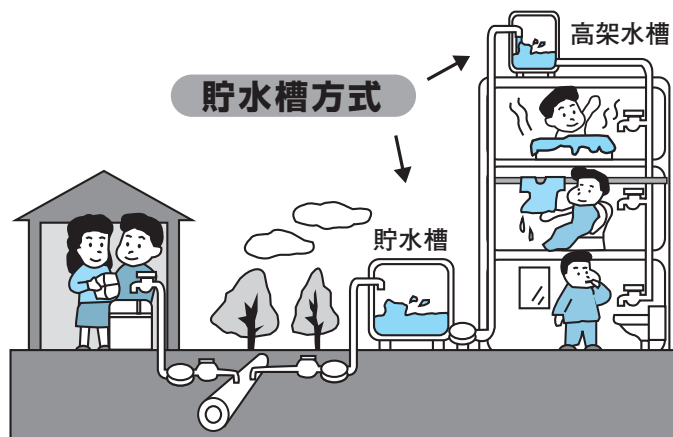




▲貯水槽方式の模式図

貯水槽水道を設置している方へ

届出・点検・清掃・検査が必要です

■問い合わせ 水道課 ☎75-3003

水道法および市の給水条例では、すべての貯水槽水道（貯水槽を通じて水道水を給水している施設）の管理責任は設置者となっています。

貯水槽に入るまでの水道は、市が管理していますが、貯水槽からは、貯水槽設置者が管理しなければなりません。

■貯水槽の有効容量が10㎡を超える水道施設は、『簡易専用水道』として、法律により定期検査を受けることが設置者に義務付けられています。

■貯水量が10㎡以下の『小規模貯水槽水道』も、徹底した管理責任が求められていますので、設置者は次のことを行ってください。

①届出

『小規模貯水槽水道』を設置または廃止したときは、必ず水道課に届出を行ってください。

②点検

年1回以上定期的に、専門知識・技能を持った業者に依頼し、点検を行ってください。

③清掃

水が汚染されることのないよう清潔に保ち、定期的に清掃を行ってください。

④水質検査

蛇口で、色・濁り・臭い・味など水質検査と残留塩素測定を定期的に行ってください。

計画停電に伴う防火・安全対策

■問い合わせ 佐賀広域消防局 予防課 ☎33-6765
多久市消防署 予防指導課 ☎75-2191

計画停電が実施された場合、電源が必要な消防用設備等が有効に機能しなくなるなど、防火対策にも支障を生じる恐れがありますので、次のようなことに注意し、防火および安全の確保に努めてください。

■市民のみなさんへ

①停電時に使用できない電話があるので、携帯電話や公衆電話を活用してください。

②停電時には、家電製品のコンセントを抜いてください。また、長時間出かける場合は、ブレーカーをおとしてください。

③調理や暖房のため、練炭や炭を燃料とした七輪等を使用することは極力避けてください。

④停電時には、自動ドアやエレベーター等が機能を失ってしまう恐れがあるため、避難経路など通行ができる部分を確認してください。

⑤在宅医療を行っている方は、事前にバッテリーを準備しておくなどの対策をしてください。

■事業所のみなさんへ

①非常電源のある消防用設備等で、長時間停電した場合に、作動しない恐れがあるので、事前に対策してください。

②自家発電設備については、必要な燃料の確保をしてください。

③危険物施設が停電となった場合に備えて、対処方を確認してください。

市交際費の支出状況

▶平成24年度6月分

支出種別	区分	件数	金額(円)
弔 慰	今月分	0	0
	累計	1	10,000
見舞い	今月分	0	0
	累計	0	0
御 祝	今月分	2	6,510
	累計	9	29,295
賛 助	今月分	3	13,000
	累計	3	13,000
激励金	今月分	0	0
	累計	0	0
接 遇	今月分	34	78,200
	累計	35	79,320
会 費	今月分	3	9,000
	累計	6	25,500
その他	今月分	0	0
	累計	2	6,510
合 計	今月分	42	106,710
	累計	56	163,625

◎詳細は市のホームページに掲載しています。

■問い合わせ 総務課 秘書係 ☎75-2115